

八王子市経営・生産対策推進会議設置要綱

(趣 旨)

第1条 八王子市における認定農業者等担い手の育成、農地の利用集積、新規就農者の確保・育成、女性・高齢者対策等を総合的に検討推進するために農業経営基盤強化促進法（昭和55年5月28日法律第65号）に基づき、八王子市経営・生産対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 推進会議は、次の活動を行う。

- (1) 認定農業者の審査
- (2) 認定農業者等意欲ある農業者育成・確保に関連する対策業務
- (3) 農業における男女共同参画の推進に関連する対策業務
- (4) 高齢農業者の活動の促進、福祉の向上に関連する対策業務
- (5) 人・農地プランの審査
- (6) 新規就農者の確保・育成に関連する対策業務
- (7) 農地の利用集積に関連する対策業務
- (8) 農業生産及び畜産振興に関連する対策業務

(組 織)

第3条 推進会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 農業委員会の代表 3名
- (2) 認定農業者団体の代表 1名
- (3) 女性農業者団体の代表 2名
- (4) 消費者団体の代表 1名
- (5) 農業協同組合の職員 1名
- (6) 関係行政機関の職員 2名

(役 員)

第4条 推進会議に会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長は、委員が互選をし、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を統理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 推進会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、第3条に掲げる者の3分の1以上の出席をもって成立する。

3 会議の議長は、会長があたる。

4 会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

(事務局)

第6条 事務局は、八王子市産業振興部農林課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は推進会議で定める。

附 則 1 この要綱は、平成12年4月21日から施行する。

2 平成7年10月31日施行の「八王子市構造政策推進会議設置要綱」は廃止する。

附 則 1 この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則 1 この要綱は、平成26年2月21日から施行する。